

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

2023年10月更新

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「障害給付金」です。

## 第18講 「障害給付金」

(確定拠出年金法第37条 ほか)

「障害給付金」は確定拠出年金の給付の1つで、一定の障害の状態に該当するなどの要件を満たした場合に受けることができる給付です。障害給付金に関する規定としては、確定拠出年金法第37条(支給要件)、第38条(支給の方法)のほかに、給付額の算定に関する規定として確定拠出年金法施行規則第4条(給付の額の算定方法の基準)などがあります。なお、個人型年金の障害給付金は、確定拠出年金法第73条により企業型年金に係る規定を準用することになります。

まず、主な条文をみてみましょう。

### 確定拠出年金法第37条(支給要件)

第1項 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(略)が、(略)障害認定日(略)から七十五歳に達する日の前日までの間において、その傷病により政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

第2項 企業型年金加入者又は企業型年金加入者であった者(略)が、(略)基準傷病(略)に係る初診日において基準傷病以外の傷病により障害の状態にある場合であって、基準傷病に係る障害認定日から七十五歳に達する日の前日までの間において、初めて、基準傷病による障害と他の障害とを併合して前項の政令で定める程度の障害の状態に該当するに至ったとき(略)は、その者は、その期間内に企業型記録関連運営管理機関等に障害給付金の支給を請求することができる。

第3項 前二項の請求があったときは、資産管理機関は、企業型記録関連運営管理機関等の裁定に基づき、その請求をした者に障害給付金を支給する。

### 確定拠出年金法第38条(支給の方法)

第1項 障害給付金は、年金として支給する。

第2項 障害給付金は、企業型年金規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、企業型年金規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

注) 実際の条文には「下線」は入っていません。

確定拠出年金法第37条は、障害給付金の支給要件に関する規定です。

第1項は、障害給付金の原則的な支給要件に関する規定で、加入者又は加入者であった者が、傷病により、障害認定日から75歳に達する日の前日までの間に政令で定める程度の状態に該当した場合は、請求により障害給付金が支給されます。請求期間は、障害認定日から75歳に達する日の前日までで、請求先は記録関連運営管理機関です。老齢給付金を受給している場合でも、75歳に到達する前であれば障害給付金を受けることができます。障害認定日とは、傷病の初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはその期間内に治癒したときは治癒した日のことです。なお、

後述のとおり、障害給付金の額は個人別管理資産の額に基づいて算定されるため、障害給付金を受けられるのは、当該確定拠出年金に個人別管理資産がある者に限られます。

政令で定める程度の障害とは、確定拠出年金法施行令第19条により、国民年金法の障害等級1級または2級に該当する程度の障害であることをいいます。ただし、この点については、法令解釈第7により、①障害基礎年金の受給者、②身体障害者手帳（1級から3級までの者に限る）の交付を受けた者、③療育手帳（重度の者に限る）の交付を受けた者、④精神障害者保健福祉手帳（1級及び2級の者に限る）の交付を受けた者が、障害給付金を請求した場合には、記録関連運営管理機関が支給の裁定をすることは差し支えないとされています。

第2項は、基準傷病に関する規定です。

基準傷病とは、既に発生している傷病による障害と、新たに発生した傷病（既に発生している傷病の初診日以後に初診日がある傷病）による傷病を併合して初めて障害等級の要件を満たすこととなった場合における、新たに発生した傷病のことです。このように、一つひとつの障害では要件を満たさない場合でも、併合すると要件を満たすときには、基準傷病の障害認定日から75歳に達する日の前日までの間に、障害給付金を請求することができます。

第3項は、給付の請求から支給の流れに関する規定です。

加入者又は加入者であった者が障害給付金を請求したときは、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関（個人型年金の場合は国民年金基金連合会）が支給します。

なお、公的年金の障害年金の場合には初診日に被保険者であることなどの要件が設けられていますが、確定拠出年金の場合はこうした要件はありません。従って、加入する前に初診日があるケースや、加入者資格を喪失し運用指図者であるときに初診日があるケースでも、障害の状態が要件を満たせば、請求期間内に障害給付金を請求することができます。

次に確定拠出年金法第38条で支給の方法についてみてみましょう。

第1項では、障害給付金は原則として年金で支給すること、第2項では、規約に定めを設けた場合には、全部または一時金で支給することができることが定められています。給付の額の算定方法に関する基準は、確定拠出年金法施行規則第4条の第1項第2号に年金として支給される障害給付金の算定方法、第2項第2号に一時金として支給される障害給付金の算定方法が定められています。

算定方法に関する公的年金の障害年金との大きな違いは、確定拠出年金の障害給付金はあくまでも個人別管理資産の額に基づいて計算されるものであり、障害の程度によって給付金の額が変わるものではないという点です。従って、年金給付の場合における「給付の額が個人別管理資産の額の20分の1以上2分の1以下であること」や、「支給予定期間が5年以上20年以下であること」などの基準は、老齢給付金と同様です（第17講参照）。ただし、請求日に60歳未満の場合における支給期間の上限は60歳に達する月までの期間に20年を加えた期間となります。一時金で受け取る場合の給付の額の算定方法も、老齢給付金の場合と同様です。

また、年金として支給される障害給付金は、給付の額の算定方法を、一定の期間（5年以上の期間に限る）ごとに受給権者の申出により変更することができるものとしなければなりません（第1項第2号イ）。個人別管理資産が過小となった場合における給付の額の算定方法の変更については、老齢給付金の場合は1回に限り変更することができる旨の定めを設けることができますが、障害給付金の場合は1回に限らず変更できる旨の定めを設けることができます（第1項第2号へ）。

なお、障害給付金の受給権は、確定拠出年金法第39条により、受給権者が死亡したとき、個人別管理資産の額がなくなったときに消滅します。死亡したときに個人別管理資産が残っている場合には、遺族が死亡一時金を受け取ることができます（第19講参照）。

今回は、「死亡一時金」です。

※記載内容は2023年10月1日現在の法令に基づくものです。

2022年4月1日より、障害給付金の請求期限が「70歳に達する日の前日まで」から「75歳に達する日の前日まで」に引き上げられました。これは、公的年金の老齢年金の支給繰下げの上限年齢が75歳に引き上げられたことにより、確定拠出年金の老齢給付金の受給開始時期の上限年齢が75歳に引き上げられたことによるものです。